

京都駅周辺における「避難誘導マニュアル」の作成等に係る業務委託仕様書

1 業務の名称

京都駅周辺における「避難誘導マニュアル」の作成等に係る業務

2 業務の目的

大規模災害時には、道路や鉄道等の施設被害、交通規制等により、公共交通機関の途絶や一般自動車等の通行不能が生じ、通勤・通学・所用先等から自宅への帰宅が困難となる可能性があります。そうした際には、特にターミナルに帰宅者が集中することによる混乱が予想される。

しかし、そのような状況下においては、行政機関は、被災市民の救助救急を優先するため、帰宅困難者への十分な対応は困難であり、また、その帰宅困難者は、民間企業等の事業所の関係者であることと合わせ、特に、本市においては観光客も多く含まれることが予想されることから、民間企業と連携した帰宅困難者への対応体制を構築する必要がある。そのため、「ターミナル対策（京都駅周辺）協議会」、「観光地対策協議会」、「事業所対策協議会」という3つの対策に特化した3種類の協議会を設置し、総合的な京都モデルの帰宅困難者対策を進めてきた。

都市計画局まち再生・創造推進室においては、平成25年12月に「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」（以下「計画」という。）を策定し、緊急避難先への災害対策用資器材の配備や災害時帰宅困難者ガイドマップの作成、避難訓練の実施など京都駅周辺における帰宅困難者対策に取り組んでいる。

今回、計画に基づく取組の一環として、京都駅周辺地域都市再生安全確保計画部会員の協力のもと、大規模災害発生時にスムーズに避難誘導等を行えるよう、基本となるマニュアルを作成する。

なお、作成したマニュアルも踏まえた帰宅困難者対策訓練（図上）を今年度実施することとしている。

そのため、「避難誘導マニュアル（案）」は10月末を目途に作成することとし、別途実施予定の帰宅困難者対策訓練の結果を踏まえて、「避難誘導マニュアル」を作成する。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

4 業務の内容

（1）京都駅周辺で滞留した観光客等の避難誘導等に関する検討

- 避難誘導及び帰宅困難者支援を円滑に実施するに当たって必要な事項の検討
- 京都駅周辺に滞留する観光客等の人数の予測
- 観光客等と緊急避難先とのマッチングの方法

（2）避難誘導マニュアルの作成

- 本マニュアル等を基に、京都駅周辺の事業者等が避難誘導計画を検討、策定できるような

汎用性があり、かつ、実効性をもったもの

○基本事項・基本的な対応パターン等をまとめたもの

○盛り込む内容（案）

- ・基本方針（一時滞留を基本とする等）
- ・行政，事業者の役割分担
- ・発災直後の対応（一斉移動の抑制，情報伝達・提供）
- ・一時滞留場所への誘導（情報伝達・提供，一時滞留場所の決定，誘導の方法，チラシ・案内標識の整備等）
- ・一時滞在施設，緊急避難広場の受入れの流れ
- ・帰宅支援（交通情報の収集・提供等）
- ・従業員教育等
- ・観光客等への周知方法・手段（情報確保，一時滞留場所等）
- ・平常時の役割，啓発

○作成に当たっては，京都駅周辺地域都市再生安全確保計画部会部会員の意見等も踏まえ，進める必要がある。そのため，部会にも出席し，都市計画局まち再生・創造推進室の指示のもと，調査・検討し，作成していくものとする。

○また，都市計画局まち再生・創造推進室の指示のもと，逐次，見直しを行い，修正作業を行う。

（3）その他

上記の業務等の細目については，本市と協議のうえ，本市の指示に基づき実施するものとする。

5 履行期限

平成28年3月31日

6 成果品

成果品は次のとおりとし，業務の履行過程で生じた資料は本市の帰属とする。

なお，データファイルは，本市所有パソコンにてプリントアウトできる形式での提出とする。

（1）避難誘導マニュアル

- ・A4版 簡易製本 200部
- ・電子データ（CD-R） 2枚

（2）本業務で取得又は作成した資料 一式

- ・電子データ（CD-R） 必要枚数×2枚

7 業務量の目安

本業務委託概算予定価格 2,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

委託業者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市担当課（都市計画局まち再生・創造推進室）に届け出て、承認を得ることとする。

(2) 業務終了時の検査

この委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け清算するものとする。精算額が委託契約額を上回る時は、委託契約額を上限として支払われるものとし、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(3) 協議事項

受託者は、市担当者との連絡を密にして、業務に当たること。また、業務の内容及び進捗状況については、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

9 留意事項

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本事業の目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害措置

受託業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、京都市の責任に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(4) その他

業務を行うに当たっては、最新の災害対策基本法、その他災害対策関連法令を遵守すること。併せて、京都駅周辺地域都市再生安全確保計画を熟知したうえで、作成すること。

本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属する。